

マル優標示にWeb版標示デザインが できました!!

R8.1地域課水上安全対策係作成

安全対策優良標示とは!?

水上安全条例では、安全対策優良海域レジャー業者(マル優)に指定されると、安全対策優良標示(通称マル優標示)が交付されることになっていますが、このマル優標示は「**事業所の見えやすい場所に掲示する**」とされています。

ですので、利用者と現地集合したり、ホテルから利用者を直接送迎している事業者の場合、利用者がマル優標示を目にする機会がありませんでした。



せっかくマル優に指定されたので、そのことをお客さんにも知ってほしいんですけど…。

←条例指定の安全対策優良標示



そこで!!

Web版標示デザインのデータ交付を始めました!!



2026年は青色です

Web版標示デザインを事業者に交付し、事業者のWebサイト等に張り付けて使用できるようにしました。

また、毎年標示デザインの色を変えることで、何年にマル優の指定を受けたかが確認できるようになりました。

↓↓↓↓↓毎年色が変わります↓↓↓↓↓



- 2年以上継続してマル優に指定されている場合は、特別仕様のWeb版標示デザインを交付します。
- Web版標示デザインをWebサイト等に掲載する場合は、県警察HP「マリンレジャー「安全対策優良事業者」の公表」ページへのリンク設定をお願いします。



ブロンズ
2年目



シルバー
3、4年目



ゴールド
5年以上

Web版標示デザインは、県警本部水上安全対策係がデータの交付を行っています。
希望される方は、**警察本部地域課水上安全対策第2係(098-862-0110内線3864)**までお問い合わせください!!